

CSR 検定 2 級第 8 回試験 (2022 年) 正答

問題 1 ISO26000 による「社会的責任」の定義に関する次の記述で、最も適切なものを 1 つ選べ。

正答：ウ（アは持続可能な発展、イはステークホルダーの期待への配慮、エは「組織の関係の中」が正しい）

公式テキスト：はじめに

問題 2 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) が要求する開示情報に関する次の項目及び説明のうち、適切なものはいくつあるか。

正答：ウ（3 はサプライチェーンリスクではなく、気候変動リスクについて、とするのが正しい）

公式テキスト：2-6：サステナビリティ報告のガイドライン

問題 3 「ソフトロー」と「ハードロー」について、下記の文章の空欄に該当する語句で、最も適切な組み合わせを 1 つ選べ。

正答：エ

公式テキスト：2-2：ソフトローからハードローへの新潮流

問題 4 IIRC における統合報告書の情報品質を確保するための 7 つの指導原則に含まれないものは以下のうちどれか。

正答：イ（他の原則としては、首尾一貫性と比較可能性などがある）

公式テキスト：2-6 サステナビリティ報告のガイドライン

問題 5 中小企業の CSR に関する次の記述で、適切なものはいくつあるか。

正答：エ（すべての記述が正しい）

公式テキスト：1-3 中小企業のサステナビリティ

問題 6 欧州における CSR に関する記述として、最も不適切なものを 1 つ選べ。

正答：エ（「グリーンペーパー」ではなく「欧州グリーンディール」とするのが正しい）

公式テキスト：コラム 1

問題7 サークュラーエコノミーに関する活動に該当するものはいくつあるか。

正答：ウ（脱成長は含まない）

公式テキスト：コラム1

問題8 サステナビリティ報告のガイドラインとして、適切なものはいくつあるか。

正答：ウ（1のISO14001は基本的に環境マネジメントシステムの規格であり、サステナビリティ報告のガイドラインとは異なる）

公式テキスト：2-6 サステナビリティ報告のガイドライン

問題9 「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する次の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：エ（間接的な人権侵害の加担についても対処が必要とされる）

公式テキスト：2-3 「ビジネスと人権」に関する国際的な枠組み

問題10 英国の「現代奴隷法」に関する次の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：ア（自社事業だけでなく、サプライチェーンも含まれる）

公式テキスト：2-2 ソフトローからハードローへの新潮流

問題11 企業が「CSRを経営に統合する」ことの意味を、ISO26000の定義に照らして示した以下の記述のうち、適切なものはいくつあるか。

正答：イ（2. 3.が適切。1. CSRは、単なる社会貢献活動ではない。4. CSRは、グローバル・ローカルの社会課題に本業で解決策を見出すことである）

公式テキスト：3-1 サステナビリティ/CSRマネジメントの考え方（日本企業における「CSRの統合」の現状）

問題12 CSRを経営に統合するための「CSRマネジメント」の具体的な実践方策に関する説明として、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：イ（経営者自身か、経営企画部などの経営者に近い限られた部門で策定することが望まれる。⇒従業員からの提案も取り入れ、あるいは社外のステークホルダーに意見を求めるなどして、オープンな議論を重ねて策定することが望ましい。）

公式テキスト：3-2 CSRのビジョン確立、システム構築、教育

問題 13 CSR のマテリアリティ特定に関する記述として、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：エ（外部環境や事業戦略の変化による見直しが生じないよう責任ある評価を行う。⇒（マテリアリティは）外部環境の変化や事業戦略の変化によって見直しが必要になってくる。）

公式テキスト：3-3 マテリアリティの特定

問題 14 CSR指標の設定に関する下記の文章の空欄に該当する語句で、最も適切な組み合わせを1つ選べ。

正答：ウ

公式テキスト：3-4 CSR 指標の設定とインパクト評価

問題 15 企業の情報開示に関する下記の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：ア（「国際統合報告フレームワーク」に則った統合報告を行うことで、十分な CSR／サステナビリティ情報が開示される。⇒（統合報告）は、主として投資家向けの報告書であることから、（ステークホルダーのニーズに応えるには引き続き）サステナビリティ情報に特化した開示も続ける必要がある。）

公式テキスト：3-5 サステナビリティの情報開示／レポートニング

問題 16 企業に対するステークホルダーの期待・要請に関する下記の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：イ（関係がある）

公式テキスト：4-1 重要なステークホルダーの視点

問題 17 CSR における NGO/NPO の役割と企業評価に関する下記の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：エ（企業側は単に受動的に対応するのではなく、評価基準の不適切な部分の指摘や自社の取り組みを NGO 等に理解してもらうためのエンゲージメントの努力も怠るべきではない）

公式テキスト：4-2 CSR における NGO/NPO の役割／4-3 NPO/NGO による企業評価

問題 18 下記の中で、国際消費者機構が提唱している「消費者の5つの責務」に該当しな

いものを1つ選べ。

正答：ウ

公式テキスト：4-4 消費者の役割／エシカル消費／サステナブル消費

問題 19 下記の文章の空欄に該当する語句で、最も適切な組み合わせを1つ選べ。

正答：イ

公式テキスト：4-5 株主・投資家としての責任

問題 20 下記の中で、GRI スタンドの「報告品質に関する原則」に該当しないものを1つ選べ。

正答：ア

公式テキスト：4.6 CSR 報告書をステークホルダー視点で読む

問題 21 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に関する次の記述で、最も適切なものを1つ選べ。

正答：エ（アは「通常の財務報告に取り入れる」ことが特徴、イは「過去と将来の両者を考慮した分析が必要」、ウは「評判リスク」も移行リスクとして捉えられている）

公式テキスト：コラム7 生物多様性と TNFD、5-3 気候変動とパリ協定、TCFD

問題 22 「SDGs の全体像と狙い」に関する次の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：イ（これらのステップを提示しているのは「SDG コンパス」である）

公式テキスト：5-2 SDGs の全体像と狙い

問題 23 日本の「コーポレートガバナンス・コード」に関する次の記述で、最も不適切なものを1つ選べ。

正答：ア（「細則主義」ではなく「原則主義」であり、日本企業の多くが慣れ親しんでいない）

公式テキスト：5-4 コーポレートガバナンス・コードの策定と改訂

問題 24 「ダイバーシティとインクルージョン」に関する次の記述で、最も適切なものを1つ選べ。

正答：ウ（アは「違いを認め合い受け入れる」ことを意味し、イは「企業の側でも配慮と対

応が求められる」とされ、エは障がい者の就労に伴う質的向上が図られ「障がい者に対する差別の禁止」と「合理的配慮の提供義務」という言葉で表現されている)

公式テキスト: 5-5 ダイバーシティとインクルージョン

問題 25 「ESG (環境・社会・ガバナンス) 投融資」に関する次の記述で、該当するものはいくつあるか。

正答: ア (1 は 1990 年代以降「ポジティブスクリーニング」も SRI の範疇に入ってきており、2 は受託者責任に「合致している」、4 は GPIF の UNPRI 署名後、ESG 投資のメインストリーム化の方向性が日本でも顕著になってきている)

公式テキスト: 5-1 2015 年はサステナビリティ の大転換点、5-6 ESG の情報発信/サステナブル金融の流れ

問題 26 この 20 年にサステナビリティ領域で起きた重要な変化を挙げ、自社/自組織はどのように取り組むべきか記述しなさい。回答者が特定の組織に属していない場合は一般論で回答して下さい。(400 字以内)

2015 年 9 月、国連サミットで「持続可能な開発目標」(SDGs) を採択し、17 ゴールに象徴される「地球規模の社会課題解決」を目指すことになった。同年 12 月、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP 21) で「パリ協定」を採択し、今世紀後半の地球平均気温の上昇を産業革命前と比べて 1.5~2 度に抑えることで一致した。日本政府も 2020 年、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言した。当社も温室効果ガスをサプライチェーンを含めて測定し、将来的に排出ゼロを目指すことが求められる。これに先立つ 2006 年には国連責任投資原則 (UNPRI) が成立し、「ESG」(環境・社会・企業統治) の概念を導入した。当社も ESG や SDGs、パリ協定などの考え方を経営指針に取り込み、気候変動や人権、ダイバーシティなどさまざまな社会課題に取り組むとともに、社会や株主からの期待に応え、企業価値を高めることが望ましい。(400 文字)

問題 27 社会における NGO/NPO の役割とは何か、そして企業は NPO とどう向き合うべきか、記述しなさい (400 字以内)

NGO/NPO は社会的弱者や声なきステークホルダーの声を代弁するほか、企業の監視者「ウォッチドッグ」としての機能がある。不法行為や不適切な行為を行っている企業に対して、

NGO/NPO の主張が正当であれば、多くの人々の支持を得ることで、NGO/NPO は社会正義の代弁者となる。企業は、政府の取り締まり、評判の毀損、売上高の低下、ひいては株価の下落のような事態に見舞われる可能性があるため、こうした NGO/NPO の主張には前向きに対処する必要がある。CSR に積極的な企業であれば、こうした事態に陥る前に、ステークホルダーの関心に敏感に対応し、適切な対処をすることであろう。さらに、企業が社会的課題の解決に資するビジネスの実施を意図している場合には、その社会的課題において専門性が高い NGO/NPO がパートナーになることで、地域社会や関係者へのアクセスを得やすくなるなど、事業を成功に導く手助けも期待できる。(400 文字)